

## 『伝習録』への若干の補註（三）

はじめに

小稿は『奈良大学紀要』第一三号に寄稿した「『伝習録』への若干の補註（二）」の続篇である。旧篇を補足または改訂した項目が二、三あり、それらは見出しの項目の下にそれぞれ「補」また「改」の一字を付記した。

## 春秋必待伝而後明、是歇後謎語矣

（上巻、第一条）

張元楨（字は廷祥、号は東白、一四三七～一五〇七）の「一斎書先生墓誌銘」にいう、「『春秋本意』十二篇、ただ経文を用ひて訓釈して意自ら見はる。『三伝』の事実を用ひず。（一斎）曰く、『春秋』必ず『三伝』を待ちて而る後に明らかならば、これ『春秋』は無用の書なりと。これ皆な曠古未だ有らざるの特見」（『東白張先生文集』巻一四、『明儒学案』巻二にも引く）と。婁一斎（名は諒、字は克貞、一四二二～九一）は呉康斎の高弟。陽明が一八歳（一説に一七歳）のとき謁して学を問ひ、「姚江の学、先生発端を為す」（『明儒学案』

巻二）といわれる。両者の『春秋』経にたいする見解の一致は偶然ではあるまい。

大\* 西 晴 隆

## 事変亦只在人情裏（上巻、第三七条）

『全書』巻四「王純甫に与ふ（一）」にいう、「天下の事、万変すと雖も、吾のこれに應ずる所以は喜怒哀楽の四者を出でず。これ為学の要にして、為政も亦たその中に在り。」

## 収斂為主。発散是不得已（上巻、第五四条）

『全書』巻四「諸用明に寄す」にいう、「天道は翕聚せざれば則ち発散する能はず。況んや人をや。花の千葉なる者は実なし。その華の美の太だ発露するが為めのみ。」嘉靖六年（五十六歳）に成る「馬子辛に与ふ」（『全書』六）にも「草木の花、千葉なる者は実なし。その花繁き者はその実鮮し」という。ともに収斂を主と為すの意。ちなみにこの語は程明道の「專一ならざれば、則ち直遂する能はず。……翕聚せざれば、則ち発散する能はず」（『程氏遺書』巻一一）にもとづくであろう。

## 只求日減、不求日增（上巻、第九九条）

『老子』第八章「学を為せば日に益し、道を為せば日に損す。之を損し又た損して以て無為に至る」、また『程氏外書』卷一「学者、今日添ふべきなく、唯だ減するあり。減じ尽くせば便ち無事」の二語につながるであろう。

## 士徳（上巻、第一〇〇条）

仕徳とも書く（『全書』卷二七「楊仕徳に寄す」。一斎いう、「楊氏、名は驥。初め甘泉に従つて遊び、業を陽明に卒ふ」と。『明儒学案』卷三〇の粵閩王門学案の序によつたのであろう。陽明が仕徳に与えた書中の語「山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し」（『全書』四）は有名。ちなみに弟の仕鳴もともに陽明に学んだ。『全書』は巻五に陽明の「楊仕鳴に与ふる」書三通、また巻二五は「楊士鳴を祭る文」を収める。この祭文によれば、兄弟は潮郡（広東省潮州府）の人。ところで同郷の薛侃（字は尚謙、号は中離）に、「三賢墓志銘」（『薛中離先生全書』卷一二）がある。いう、「潮治の楊に三賢あり。その伯を北山と曰ひ、諱は鳳、字は仕敬。その仲を毅斎と曰ひ、諱は驥、字は仕徳。その叔を復斎と曰ひ、諱は鸞、字は仕鳴。一字は少嘿。その考潛斎公嘗て白沙に従つて遊ぶ。伯、因りて暨より以て羣弟に倡ふ。故に仲、陽明を師とすること三年にして学就る。叔、甘泉を師とし、繼いで陽明に事ふ。丙子（正徳一一）同じく郷に登りしより、進んで二夫子に事ふ。伯子、正徳己巳（四）に卒す。年三十四。仲、正徳庚辰（一五）に卒す。年三十七。叔、南宮より帰り、留都の甘泉の邸に卒す。年三十五。仲叔の死する、二夫子俱にこれを哭し、慟して哀詞あり」（一部省略）と。これによれば仕徳は成化二〇年（一四八四）生れ、正徳一五年（一五二〇）没。ちなみに仕

鳴の死が上掲祭文の年紀の丙戌（嘉靖五年、一五二六）にあり、享年三五歳とすれば、その生年は弘治五年（一四九二）となる。

## 徳章（上巻、第一〇七条）

一斎いう、「劉氏。名号・郷貫いまだ考へず」と。『伝習録集評』や陳榮捷氏はこれを襲う。しかし一斎が劉氏とするゆえんを詳らかにしない。『薛中離全書』卷一二に「袁徳章を祭るの文」があり、徳章の姓が袁なること、誤りないであろう。徳章はまた徳彰に作り、袁慶麟の字で、『儒林宗派』卷一三に「慶麟、字は徳彰、粵都の人」という。『年譜』正徳一三年七月の条に載せる袁夢麟は、あるいは一字誤まったものであろう。徳章は『朱子晩年定論』（『全書』卷三）の跋文の作者で、これによれば一三年四月、かなり高齢で初めて陽明の門に入った。『粵都県志』卷九また『贛州府志』卷一六の伝に六五歳で卒、陽明は文を為つてこれに誄したとある。同書卷一四は「袁徳彰を祭るの文」を載せるが、『全書』未収文である。いう、

ああ、徳彰。士にして学を知らざれば、その生くるや酔夢のごとく、死すれば則ち好嬾蟻嫁なり。徳彰始め辞章訓詁を鑽研して考索著述に疲勞す。屹々然として將に老を終へんとす。已にして幡然として覚るや、尽く旧習を棄つること敝屣を脱するがごとし。志を聖賢の学に鋭くし、その精力既に衰ふと雖も、而も心志は迥然として不羣なり。中道にして歿す。蓋し斯文の甲せられざるなり。古の所謂「朝に道を聞かば夕に死すとも可なり」なる者、徳彰それ庶幾いかな。ああ、この心この理、万古一日。人我に分かることなく、幽明を問つることなく、生死に交することなし。故に生きて順ひ、没して寧し（『西銘』による）。その生に昭々たるは、乃ちその死に昭々たる所以なり。あゝ徳彰も亦た（以下不明）。

## 子仁（上巻、第二二一条） 補

『西安県志』卷三三儒林志に樂恵を載せ、『両浙名賢録』（明、徐象梅撰）より伝を引く。いう、

字は子仁、西安の人。王文成に師事し、心を理学に潜む。父母に事へて孝道を曲尽す。母嘗て瘋疾を患ひ、手足拘攣する者十三年。恵、衾を温め枕に扇し、飲食撫摩必ず躬らし必ず親しくして始終怠らず。父母相繼いで卒するに及び、妻呉氏と土を負ひ墳を成し、墓に廬すること三載。朝夕哭奠し、衰経身より去らず。一夜、風雨あり。虎その廬に入る。馴るること蓄犬のごとし。服闋る。南甯移して六堂の学長と為す。辞して赴かず。時に竜游（県）の水北、化を梗ぐ。郡邑恵に往きて行を布きて約せんことを請ふ。化を梗ぐ者心を革む。これより深居して出づること寡し。四方の学ぶ者数百人。寿を以て家に卒す」と。なお『衢州府志』卷九理学伝にも見える。

## 国英（上巻、第二二一条） 補

『興化府莆田県志』卷一三選舉志の郷挙、宏（弘）治一七年の条に「陳傑、字は国英、…戊辰（正徳三年）の進士」とある。ちなみに『全書』卷二四の「陳世傑の巻に書す」の陳世傑の名は同書卷五の「甘泉に答ふる」書や同卷二五の「鄭朝朔を祭るの文」に見えるが、もとより別人。しかしやはり莆田の人で、上掲県志卷一三の郷挙、宏（弘）治五年の条に見え、「儒士、池州の教授」の注がある。世傑は甘泉にも從遊した。

## 志道（上巻、第二二一条）

一斎いう、「姓字・郷貫未だ考へず。『学案』載す、管志道、字は登之、号は東溟、蘇の太倉の人と。然れども東溟は業を耽天台定向に

受け、『古本大学章句』を著す者。自らこれ別人」と。管東溟（一五三六～一六〇八）でないことはいうまでもない。陽明の「馬子幸に与ふ」（『全書』卷六）に「莆中は故と賢多し。国英（陳傑、上巻第一二二条）及び志道ら二三の同志の外、相与に切磋砥礪する者、亦た幾人ぞ」とある。志道が莆田の門人の字であることは疑いない。『興化府莆田県志』一三選舉志の郷挙、正徳八年の条に林達を載せ、「第六人。字は志道、俊の子。…甲戌（正徳九年）の進士」と注する。林達の名は『年譜』正徳七年に引く「同志考」や同九年に見え、「顧惟賢に与ふる」書（『全書』卷二七）では「見素の子林達」とある。見素は陽明生涯の知己林俊（一四五二～一五二七）、字は待用の号。『明史』卷一九四に伝があり、附して「達は正徳九年の進士、官は南京吏部郎中に至る。篆籀に工にして古文を能くす」という。また『見素集』附録の「編年紀略」によれば、達は俊の長子で、成化一五年（一四七九）の生まれ、「志行克く肖、人皆なこれを范純仁（字は堯夫、一〇二七～一〇一〇）に比す」と評する。ちなみに陽明と林俊一家とのかわりは早く、『全書』卷二七の「林見素に与ふる」書に「某、弱冠より家君に京師に従ひ、幸ひに比隣に接す。また令弟と相往復するを獲たり」という。

## 蕭惠（上巻、第二二一条） 改

『年譜』正徳九年に「王嘉秀・蕭惠好んで仙仏を談ず。先生嘗てこれを警む」とある。恵は名。一斎は『王文成伝本』に依り雲都の人とし、「字・号未だ考へず」という。ちなみに『王文成伝本』は恵を恵に作る。しかし雲都の人というのは誤り。『滁陽志』卷二にいう、「蕭惠、庠生。陽明先生に従つて遊ぶ。貧に甘んじ学を嗜み、倫理に篤し。素と輩俗を厭ひ、時に栢子潭の楼に詣りて跼坐す。一日、衣冠して逝き、水上に立つ。人皆なこれを異とす」と。

## 示弟立志説(中巻)

この説、『全書』巻七に収め、乙亥(正徳一〇年)の年紀がある。『年譜』によれば、この年四四歳、京師にあり、翌一一年九月、都察院左僉都御史に陞り、南贛汀漳等の処を巡撫することを命ぜられ、一〇月、越に帰省した。ここに「京師にあり」というのは誤りで、九年四月、南京鴻臚寺卿に陞り、五月(給由疏は四月二五日)南京に着任した。翌一〇年も続いて南京に在任したことはいうまでもない。

ところで清の王白田に「題陽明先生立志説」(『白田雜著』巻七、また『白田草堂存稿』巻八)の一文があり、陽明はみずからこの説の巻末に「弘治甲子(一三三年)四月八日」と志しているという。もし陽明の真跡とすれば、三三歳の成立となる。三三歳といえ、病を養うために故山に告帰していた彼が漸く仙・仏への遍歴から儒学に戻りつつあったところで、この年の秋、山東の郷試の主考として聘せられている。白田は、陽明は四月の間はなお家居中で、ゆえに弟のためにこの巻を書いたといい、また陽明は甲戌(正徳九年)より以後、専ら致良知を以て訓と為しているが、この説ではこのテーゼに言及していないから、乙亥(一〇年)の年紀が誤りであることは疑いないという。たしかに陽明がまだ官界に復帰せず、白田のいわゆる「家居」の状態にあったことは事実である。しかし、致良知は甲戌(正徳九年)より教法として用いられたという前提にたつて、立志説ではこのテーゼが言及されていないから甲戌より以前の成立であり、したがって年紀の正徳一〇年説は誤りであると断じているのは、黄綰の「陽明先生行状」に「甲戌、南京鴻臚寺卿に陞る。始めて専ら良知の旨を以て学者に訓す」とあるのにもとづく謬論であるといわざるをえない。『年譜』正徳九年の条に「南轅の論学は只だ学者をして天理を存し人欲を去り、省察克治の実功を為さしむ」とあるが、立志説の基調をなすのはまさ

に「天理を存し人欲を去る」の命題であり、三三歳になる「山東郷試録」ではむしろ「持敬」に重きを置かれているのは自ら撰を異にするといふべきであらう。陽明に「守文弟帰省す。その手を携へ、歌ひて以てこれに別る」(『全書』巻二〇)と題する五言の長詩がある。南都詩に属し、したがって正徳九年四月の南京着任より一一年九月の贛州赴任の間に成る。立志説の冒頭にいう「予の弟守文来たり学ぶ」が何年であるか特定できないとしても、五言詩にいわゆる「昨秋童蒙にして去り、今夏成人にして帰る」の「昨秋」来学のころと考えて大過ないのではあるまいか。ちなみに彼は「吾嘗て立志の説あり。爾の十叔(守文)に与ふ。爾輩従つて一通を抄録してこれを几間に置き、時に一たび省覽すれば、亦た以て発するに足るべし」(『全書』巻二六)と、十二年、贛州より四姪正思らに書き送っている。

## 胸中無物(下巻、第一条)

東正堂の『講義』に「此の語『二程全書』にも未だ見当らず。恐らくは同書には『心中無物』に作れるを、記憶引用によりて誤れるなるべし」という。「記憶引用云々」はこの条の筆録者陳九川にかかわるが、正堂の説は恐らく正しいであらう。この語は『程氏遺書』第二二上、伊川雜録に「敬に居れば則ち心中物なし」と見える。『論語』雍也篇首章の「敬に居て簡を行ふ」に関連して説いたもので、朱子も『集註』に引用する。陳榮捷氏は『二程外書』巻一の「堯夫(邵雍)胸中無事なることかくのごとし」を典拠とするが、ほかならぬ物字の用例として挙げられたものであるかぎり、この説は問題にならない。なお『世説新語』賞誉篇に「謝仁祖云ふ、庾赤玉(庾統)は胸中に宿物なし」とあるのは、典拠の問題をはなれて、参考に値する。

## 先儒謂、雖知亦問、敬謹之至（下巻、第二七条）

『論語』八佾篇の「子太廟に入りて事ごとに問ふ。或ひと曰く、孰か郷人の子を礼を知ると謂ふか。太廟に入りて事ごとに問ふと。子これを聞いて曰く。是れ礼なり」について、朱子の『集註』は、尹氏（名は焯、号は和靖）の「礼は敬のみ。知ると雖も亦た問ふは、禮の至りなり。その敬たる、これより大なるはなし。これを礼を知らずと謂ふ者、豈に孔子を知るに足らんや」を引く。執斎以来「先儒謂ふ」を尹氏に属せしめるのはもとより不可ではない。ただ厳密に考へるならば、和靖の師程伊川に「謝用休問ふ、太廟に入りて事毎に問ふとは」と。（伊川）曰く、知ると雖も亦た問ふは敬謹の至り」（『程氏遺書』卷二二上）とあるのが、典拠としてより妥当であろう。

## 這良知還是偏的明師（下巻、第六五条）

『全書』卷二〇所載の「長生」と題する詩に「千聖皆な過影、良知乃ち吾が師」とある。これは陽明五六歳のときの作であるが、道徳原理としての良知の内在性が強調されるあまり、その超越面が軽看されがちであるのにかんがみて、注意されるべきことばである。

## 南鎮（下巻、第七五条）

一斎いう、「即ち会稽」と。東正堂の『伝習録講義』は「一斎先生曰ふ」として、「『周礼』職方氏に云ふ、東南を揚州と曰ひ、その山鎮を会稽と曰ふと。職方氏、九州各々鎮山あり、祀典尤も南鎮を重んず」の語を引き、「然れば南鎮は必ず会稽山を指すこと明かなり」といふ。陳榮捷氏も「浙江紹興県の会稽山」と注する。南鎮が古来いわゆる四鎮また五鎮の一つである会稽山を指すとの説はもとより誤りではない。しかしここでは厳密にいつて南鎮を指すものと解すべきであ

らう。『浙江通志』卷一の凶説に「南鎮凶」があるが、これは宰牲房や斎宿房などの結構をも含めた廟を指し、たんなる会稽山とは區別され、『永樂大全』卷七九六三所収の「紹興府八縣總図」や「会稽縣図」は、まさしく「南鎮廟」として記載する。『嘉泰会稽志』卷七にいう、「隋の開皇十四年、会稽等の山に詔し、並びに山に就き祠を立つ。唐の開元十四年、四鎮山を封じて公と爲し、会稽の南鎮を永興公と曰ふ。『唐書』地理志、会稽県に南鎮永興公の祠ありと。即ちこの山なり」と。しかし明の洪武三年、詔して前代封するところの名号を去り、「南鎮会稽山の神」と称するように定めた（『明史』卷四九）。陽明に「南鎮に雨を禱る文」（『全書』卷二五）があるが、これは弘治一六年、陽明三二歳のとき、紹興地方の大早にあたり、太守修珍のため「南鎮（廟）に禱った」（『全書』卷二一）ときの祭文にはかならない。

いったい陽明と南鎮とのゆかりは深い。彼は実に南鎮の神靈が授けた兒とされる。湛甘泉の「陽明先生墓誌銘」（『全書』卷三七）に「南鎮嶼々として浙の浜にあり。奇氣鬱積してここに人を生ず。生まれながらにして気は靈に、雲に乗りて精を降す」といふ。弘治五年、浙江省の郷試のおり、夜半二人の巨人があらわれて「三人好く事を作さん」といったという伝説があるが（『年譜』）、一説に「三人原善し。同に夢を南鎮に祈る。將に寐ねんとす。忽ち聞く、空中に語あり云々と。何の謂ひなるかを解せず。且に達し、各々散じ去る」（『全浙詩話』卷三一）ともいふ。三人とは宸濠の変に、その奸をあばいた胡世寧、その難に死んだ孫燧、およびこれを平定した陽明をいうが、南鎮の神に夢を祈る宗教的習俗があったようである。張岱（一五九七～一六七九（山陰の人））、の『陶庵夢憶』卷三にも「万曆壬子（四〇年）余年十六、夢を南鎮夢神の前に祈る。因つて疏を作りて曰く、……」とある。

## 柴鳴治（下巻、第九四条）

東正堂いう、「名号・郷貫詳らかならず」と。陳榮捷氏も「詳らかならず。『儒林宗派』『王文成伝本』と、『陽明弟子伝纂』の陽明弟子名表とに、姓柴なる者なし」という。しかし「姓柴なる者なし」というのは誤りで、『儒林宗派』巻一五に「柴鳳、後愚、余姚」とあり、『陽明弟子伝纂』に「柴先生鳳、字は後愚、余姚の人。陽明に師事し、天真書院に主教たり。衛・敵の士、多くこれに従ふ」という。この文は「明儒学案」巻一によるが、『年譜』では、正徳一六年九月の条に、陽明が余姚に帰省したとき、范引年字は兆期（下巻、第四四）条・夏淳字は惟初らとともに入門した一人として見える。また嘉靖八年正月、彼らとともに陽明の喪に玉山に赴いたことを記し（『全書』巻三七の「喪紀」にも記す）さらに翌九年、薛侃が天真書院を建てたとき、兆期らと「その事を董した」という。

山本正一氏は、柴鳳と柴鳴治とは同一人ではないかという。おそらく正当で、鳴治は鳳の字、後愚はその号であろう。明人で鳴治を字とするものは外に謝鐸（号は方石、一四三五～一五一〇）・龍用卿（号は雲岡、一五〇〇～一五六三）・查志隆（嘉靖三八年進士）などが挙げられる（『明人伝記資料索引』。等輩の范引年・夏淳らの例に徴しても、鳴治が字であることは確実であろう。後愚は先賢の対立語。晋の張俊に「それ一國は一人の為に興こり、先賢は後愚の為に廃せらる。誠に仁聖の哀悼して忍びざるところなり」（『文選』巻三八）のような用語があるが、先賢に参ずる学人の謙退の懐いを表わした号としてゆかしい。なお葉権（一五二二～七八）の『賢博編』に「先師柴后愚公は陽明先生の弟子なり」とある。

## 声色貨利之交（下巻、第二二六条）

声色貨利の四字は『書経』仲虺之誥篇の「惟れ王、声色を過つげず、貨利を殖さず」により、「交」は『孟子』告子上篇にいわれる「物、物に交はれば則ちこれを引くのみ」の「交」であろう。

## 問、先儒謂、鳶飛魚躍与必有事焉、

## 同一活潑潑地（下巻、第三〇条）

執斎いう、「明道先生の語」と。『程氏遺書』第三、「謝顯道記憶平日語」の冒頭に程明道の語として「『鳶飛びて天に戻り、魚淵に躍る』とは、その上下に察らかなるを言ふなり（『中庸章句』第二章）。この一段は子思の喫緊為人の処。『必ず事とする有りて心に正するなかれ』の意と同じく活潑潑地。会得する時は活潑潑地。会得せざる時は只だ是れ精神を弄す」を載せる。

## 也 罷（下巻、一一二条）

本文「使天下之人都説我行不揜言也罷」を、執斎は「天下の人をして都て我が行は言を揜はずと説かしむるのみ」と訓む。一斎は「也罷の字、これ俗の歇語の辭」と注する。東正堂いう、「執斎本には、この二字の旁に也巳と同一の訓を施すも、その何の故なるやを知らず。或は云ふ、俗語多くは罷の字を以て而已の字に当用すると。然れどもその説遂に明らかならず。恐らくは誤字或は衍字なるやも知るべからざるなり」と。しかし『宋元語言詞典』はこの二字を「算了」と解する。すなわち「それまでのこと」「なんでもかまわぬ」の意。「またやむ」などと訓んでよいであろう。

## 董蘿石（下巻、第一二三条）

蘿石、名は漢、字は復宗。一斎いう、「嘉靖甲申（三年）、年六十八、会稽に遊ぶ。陽明の学を講ずるを聞き、賢を委して弟子と称す。陽明より長ずること十四歳」と。これは『年譜』嘉靖三年甲申の条に「海寧の董雲：年六十八、会稽に来遊し」とあるのによつて誤られたもので、『明儒学案』巻一四などもこれを襲う。『全書』巻七に「從吾道人の記」を収め、冒頭「海寧の董蘿石は年六十有八なり。：嘉靖甲申の春、蘿石会稽に来遊す」とあるが、『年譜』の誤りはこの記が年紀にいう乙酉（嘉靖四年）に成つたものであることを考慮しなかつたのによる。蘿石の来遊は嘉靖三年で、時に六七歳。このことは許相卿の「董先生墓誌銘」（『雲村集』巻一三）に「悚然として弟子の列に就く。時に六十七」とあり、また黄綰の「蘿石翁伝」に「幡然として子弟の列に就く。時に年六十七」（『久菴先生文選』巻一一）とあるによつて一証できる。

## 曾子才漢（下巻、錢徳洪跋）

一斎いう、「名号・郷貫いまだ考へず」と。陳栄捷氏も「詳かならず。『儒学宗派』『王文成伝本』『陽明弟子伝纂』均しくこの人なし」という。『泰和県志』巻一二選舉志は嘉靖七年戊子郷試の条に曾才漢をあげ、「憲の子。太平に令たりしとき、生祠あり。異才を以て累りに湖広參議に陞る」という。曾が姓、才漢が名であることは明らかであらう。『太平県志』巻四職官志の知県の部に曾才漢の伝があり、いう、「字は明卿、泰和の人。举人より将楽県を授けらる。未だ仕へず、外艱に丁たる。起復して改めて嘉靖十七年に除せらる。至つて精勤敏幹、凡そ県治の改創経画、悉くその手に出づ。邑志を纂修し、今に及ぶまで、頼ひに抛るところあるは皆な公の功なり」と。『湖広通志』

卷一五、『湖広総志』卷一九に參議として才漢をあげ、「太和（泰和）、進士」と注するが、「進士」は誤りである。